

平成22年度第10回南部町農業委員会総会会議録						
招集年月日	平成23年1月12日(水)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分			閉会時間	15時10分	
委員出欠	番号	氏名		番号	氏名	
	1番	三鴨 收勝	出席	12番	橋谷 邦光	出席
	2番	渡邊 義明	出席	13番	板持 満	出席
	3番	頼田 晋	出席	14番	和田 隆	出席
	4番	松川 徹	出席	15番	安達 洋昌	出席
	5番	岩指 久	出席	16番	野口 康夫	出席
	6番	市川 春樹	出席	17番	幅田 智	出席
	7番	吉持 一男	出席	18番	野口 晴正	出席
	8番	庄倉 三保子	出席	19番	作野 英明	出席
	9番	秦野 俊美	出席	20番	唯 仁司	出席
	10番	小林 一弘	出席	21番	恩田 一秀	出席
	11番	種 正明	出席			
議事録署名委員	20番	唯 仁司	1番	三鴨 收勝		
出席吏員	事務局長 真壁 紹範		事務員 濱本 武教		事務員 田辺 操枝	

付 議 案 件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農用地利用集積計画案の決定について
第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対する意見具申について
協議事項	(1) 農地利用状況調査の実施報告及び今後の計画について (2) 南部町農業振興諸施策に関する建議について (3) 農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 一時転用について (3) 一時転用農地復元完了について (4) 平成22年度南部町賃借料情報の公開について

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局 長	ただ今より、平成22年度第10回南部町農業委員会総会を開会致します。農業委員会法第21条農業委員会規則第5条によりまして全員出席でございますので、本会は成立しております。
2. 挨拶	議 長	
3. 議事録署名 委員及び書 記の選出		議事録署名委員：20番 唯 仁司 1番 三鴨 收勝 書記：田辺 操枝
4. 議 事 議案第1号 農用地利用 集積計画の 決定につい て	議 長	議事に入ります。 「議案第1号 農用地利用集積計画の決定について」を、上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局 長	議事に入ります前に、追加を一点お願い致します。 11ページ、整理番号2番の主たる経営作物に、水稻の追加をお願い致します。花木並びに水稻となります。

	事務員	【議案第1号 農用地利用集積計画の決定について朗読及び説明】 以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしております。 ご審議をお願い致します。
	議長	提案者より、説明がございました。質疑に入ります。
	種委員	確認させて下さい。整理番号30番でございしますが、他の終期は、平成29年3月31日になっておりますが、これは、平成28年3月31日になっております。間違いありませんか。
	事務員	所有者が、5年間での設定を希望されました。間違いはございません。
	種委員	分かりました。
	議長	他に、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	「議案第1号 農用地利用集積計画の決定について」は、議決決定致しました。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を、上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長	【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について朗読及び説明】 売買価格は、15万円で、10aあたり176万4,706円でございます。 農地法第3条第2項各号について許可要件をみたしており、許可相当と考え上程致しました。 ご審議をお願い致します。
	議長	議案第2号につきまして質疑に入ります。
	安達委員	譲受人の耕作面積が、6,173㎡になっております。前段の利用権設定状況では、利用権の設定を受ける者が現に耕作している面積が、4,778㎡になっておりましたが、その様な相違があるのはおかしいのではないのでしょうか。
	局長	売買のご相談がございましたが、農地法3条による売買は、下限面積の許可要件が、天津地域は5反以上と設定されております。 耕作面積で5反以上こえないといけませんので、まず先に、議案第1号で利用権設定の承認をいただいてから、農地法3条の申請をしていただきました。 利用権設定は、当然、耕作されるのが目的です。それにより、農地法3条の許可要件であります下限面積がみたされますので、この議案を第2号として提案をさせていただきました。 よろしく願い致します。
	会長	最初に利用集積により耕作面積を確保してから、売買をされるという苦肉の策ではございますが、農地を取得させてあげたいが為のことでございます。ご理解願いたいと存じます
	議長	他に、ございませんか。 (意見・質問なし)
	議長	ご異議がないようですので、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」は、議決承認されました。
議案第3号 農地法第3条の規定に	議長	「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見具申について」を、上程致します。提案者より説明をお願いします。

よる許可申請に対する意見具申について	局長	<p>【議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見具申について朗読及び説明】</p> <p>これは、町外者が農地を取得される申請で、西部総合事務所長の許可案件となりますので進達ということで提案させていただきました。</p> <p>譲受人は、米子市からの耕作反別証明書が提出されております。田が5,060㎡、畑が1,104㎡で合計6,164㎡所有されておりますので、下限面積要件はみたしておられます。</p> <p>この案件につきましては、農地法第3条第2項各号についての許可要件をみたしております。</p> <p>ご審議をよろしくお願い致します。</p>
	議長	議案第3号につきまして質疑に入ります。
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
5. 協議事項 (1) 農地利用状況調査の実施報告及び今後の計画について	議長	<p>「協議事項 (1) 農地利用状況調査の実施報告及び今後の計画について」を、上程致します。</p> <p>提案者より説明をお願いします。</p>
	局長	<p>[資料1]でございます。また別途に[遊休農地調査表]を、お配りしておりますが、これは個人情報が含まれている関係で、担当地区の農業委員さんへのみに配布しております。</p> <p>12月の総会で中間報告をしましたが、不在地主さん等の訂正がございましたので、新たに集計結果を3ページに記載致しました。</p> <p>不在村の田が若干増えまして23,323㎡でございます。</p> <p>平成22年度の農地利用状況調査の集計結果は、緑が91,672㎡、黄色が42,418㎡、赤が20,606㎡でございました。黄色と緑を合計いたしました134,090㎡が本年度の確定遊休農地となります。</p> <p>遊休農地調査の結果につきましては、昨年7月の農業委員会で“南部町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領”と、“農地法第30条3項に基づく農業委員会の指導に関する手続き規定”を定めさせていただいております。</p> <p>把握されました遊休農地を、今後どのように指導してゆくのかが、[資料1]4ページから7ページに記載してございます。</p> <p>【資料1・第6条朗読】</p> <p>遊休農地が確定しましたので、次に、口頭による指導をしていただきます。</p> <p>先般の事前審査で、会長、会長代理と協議しましたが、3月までに、口頭による指導を終えていただきまして、集計の都合上、2月から3月の上旬までに、事務局までご報告いただきますようお願いしたいと存じます。</p> <p>全農業委員さんの担当農地に遊休農地があるわけではございませんが、法令業務ですので、一日につき6,200円の予算がございました。</p> <p>以上、指導内容等も含めまして、ご協議をよろしくお願い致します。</p>
	会長	<p>[遊休農地調査表]が、各担当農業委員さんに配られております。それに基づいて聞き取り調査を2月中に行っていただきまして、3月の総会に間に合うように、ご報告いただきたく存じます。よろしくお願い致します。</p> <p>不在地主につきましては、直接事務局までご連絡下さい。</p>

	議 長	ご質問はございませんか。
	唯 代理	[資料 1]に記載してありますが、具体的に説明をしていただけないでしょうか。
	局 長	[資料 1]には個別の氏名は記載してございません。 各農業委員さんに個別に配布してあります[地区別調査表]に、平成 22 年度の状況及び所有者氏名が記載してございます。それに基づいて、口頭による指導をしていただきます。その際、貸借、売買等の希望等がございましたら、用紙に記載していただき事務局に提出して下さい。 その後、是正されない場合は、文書通知となります。 是正される方向になりましたら、斡旋というかたちになります。 担当委員の方には、ご足労をおかけしますが、よろしくお願い致します。
	唯 代理	各農業委員さんが、どの位の調査件数を持っておられるのかが分かりませんので、2月に調査して3月上旬には報告が可能なのか、お聞きしたいのですが。
	議 長	多い方でどの位の件数をもっておられますか。
	局 長	幅田委員さんで、10件位です。
	会 長	不在地主につきましては、事務局に連絡でよろしいですので、それ以外の調査をして下さい。
	唯 代理	件数が多い方も、3月の委員会に間に合うように報告ということですか。
	会 長	そのようにしていただきたいですので、多い方は大変でしょうが、ご協力をお願い致します。
	議 長	他、ご意見ご質問ございませんか。
		(意見・質問なし)
	会 長	3月の委員会には間に合いますように、皆様ご協力をお願い致します。
(2)南部町農業振興諸施策に関する建議について	議 長	「(2)南部町農業振興諸施策に関する建議について」を、上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局 長	建議の案につきましては、12月の総会でご承認をいただいております。 農業委員との懇談会の日程を調整しましたところ、1月26日午前9時から1時間30分程度行うこととなりました。その後に、町の農政審議会がございます。 この懇談会への出席者を本会でご協議していただき、ご決定をお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。
	議 長	ご意見等ございませんか。
	唯 代理	確認をさせて下さい。建議は懇談会か、農政審議会か、どちらでだすのですか。
	局 長	懇談会の席で建議の内容を説明いたしまして、その内容に基づいて懇談を進めていきます。農政審議会は、町長が諮問をして答申を受ける会ですので性格が違います。 農業委員会が、独自に農業委員会法に基づいて建議を行う会ですので、別に懇談会を設けました。町長と産業課と農業委員と一緒に懇談を行います。

	会 長	<p>懇談会に出席していただく委員さんには、町長さんへ忌憚のない意見を述べていただきますようお願いいたします。</p> <p>懇談会への参加者は全員参加でもよいのですが、そうなりますと話がまとまりにくくなるように思われます。</p> <p>事前審査では、会長、会長代理、各班長さんの出席で協議しております。ご意見のある方は、班長さんにお伝え願ひ、班長さんが代表して意見を述べるかたちで行うのがよいのではないかと考えております。</p>
	議 長	懇談会には、会長、会長代理、各班長、産業課の参加でよろしいでしょうか。
	一 同	異議なし。
	議 長	<p>異議がございませんでしたので、懇談会には、会長、会長代理、各班長、産業課の出席と致します。</p> <p>出席者には皆様の代弁をしていただきますので、ご意見、ご要望等ございましたら、各班長さんまでお伝え願ひますようお願い致します。</p> <p>また、会の報告は皆様にお伝え致します。</p>
(3)農業委員会 委員選挙人名 簿登載申請書 について	議 長	「(3)農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について」を、上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局 長	<p>“南部町農業委員選挙人名簿登載申請書”についてで、ございます。</p> <p>昨年の12月に区長文書等で発送いたしまして、選管又は農業委員会に、1月10日までに提出でしたので、現在締め切りとなっております。</p> <p>届きました選挙人名簿搭載申請書につきまして、各農業委員さんに、1月17日から21日の間に閲覧点検をしていただきますようお願い致します。台帳と申請書を照合していただけるように準備しておきます。</p> <p>本年は選挙のある年ですので、この申請書に基づいて選挙人名簿が確定されます。1月10日までに、選管及び農業委員会に届いていない申請書につきましては、取り扱いができない規定になっております。その点ご了承下さい。</p>
	唯 代理	申請書を受け付けてから、選管に提出するまでの詳細な経緯説明をお願い致します。
	局 長	<p>1月10日までの法律上、申請書の受付となっております。</p> <p>1月31日に農業委員会の公印を捺印の上、選管に送付いたします。送付するまでに農業委員さん閲覧の上、選挙権のチェックをしていただきます。その際、農地を10a以上所有しておられる農家の経営主は選挙権があります。その世帯員につきましては60日以上農業に従事しておられるかどうかで判断されます。</p> <p>農業生産法人の構成員につきましては、農地が法人所有になっておりますので、農業に従事されていないといけません。自作農地が10a以上ある方は、別に発生いたします。構成員につきましては、別の扱いとなりますので十分注意して下さい。</p>
	議 長	他にございませんか。
		(意見・質問なし)
	議 長	「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について」の説明を終わります。
6. 報告事項 (1)農地法第	議 長	「6. 報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程致します。提案者より説明をお願い致します。

18条6項の規定による通知について	局長	<p>【6.報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について朗読及び説明】</p> <p>借りておられた方からの合意解約ですので、離作料はありません。小作料は4万円でした。</p> <p>以上、報告致します。</p>
	議長	<p>ご質問ございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
	議長	<p>「6.報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」は、承認されました。</p> <p>(15分休憩)</p>
(2)一時転用について	議長	<p>「(2)一時転用について」を、上程致します。</p> <p>この議案につきましては、安達委員が貸人となっている事案が含まれておりますので、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。当議案終了後に、入室・着席して頂きます。提案者より報告を、お願い致します。</p>
	局長	<p>【現地調査資料・1ページ①番から④番まで朗読及び説明】</p> <p>①番は、12月の総会で会長先決事項として提案しました案件でございます。図面は、3、4ページになります。平成22年12月24日に完了しております。</p> <p>②番は、平成23年5月19日まででございます。図面は、6ページでございます。</p> <p>③番は、工事期間は、平成23年2月1日から平成23年4月30日までです。図面は、8、9、10ページでございます。工事用通路として借りられます。携帯電話基地局の工事につきましては、電気通信事業法により許可不要案件ですが、その工事の為に一時的に借りられる場合は、届出が必要ですのでさせていただきます。</p> <p>④番は、12月の総会で承認しました農地の残りにつきまして、今回、残土等仮置き場として借りたいということで届け出をされた案件でございます。工事完了は平成23年3月25日までとなっております。</p> <p>以上の一時転用につきましては、いずれも南部町農業委員会の規定によりまして、工事期間が6ヶ月以内、面積が2,000㎡以内ですので届け出という案件で上程させていただきました。</p>
	議長	①番、③番、④番につきまして質疑を受けます。
	一同	なし。
	議長	①番、③番、④番につきまして承認致しました。
	議長	②を上程致します。
		委員退席を願います。
		(委員退室)
	庄倉委員	この農地が、再生事業対象農地であるか確認をお願い致します。
	局長	この農地は違います。その上の農地が再生事業対象農地です。
	庄倉委員	現況が田になっておりますが、耕作した形跡がありませんでしたが、間違いございませんか。
	局長	平成21年度の遊休農地調査では、判定がでておりましたが、22年度は自己保全にて解消されたということで遊休農地から外れております。
	庄倉委員	上の田の方は、飼料用の草が植えてあったと聞いたのですが、下の方のケハ地帯は何も作ってありませんでした。自己保全されているのは間違いないですか。
	局長	ダムの残土を使い私費で構造改善をされた谷のようです。

		上のマモダキを作っておられる所が再生事業対象農地です。この農地より下は、対象になっておりません。下は荒れておりましたが、この農地は自己保全ということで、田んぼの形状になっております。10月に調査しました際は、荒れた状態ではありませんでした。
	庄倉委員	産業課より、この農地が再生事業対象農地であると聞いたのですが、確認をお願いします。
		(産業課・田村主幹に確認)
	局長	産業課に確認しましたが、再生事業対象農地ではありませんでした。
	議長	他にございませんか。
		(意見・質問なし)
	議長	ないようですので、番号②につきまして承認されました。
		(委員入室)
(3)一時転用農地復元完了について	議長	「(3)一時転用農地復元完了について」報告をお願い致します。
	局長	【現地調査一覧1ページ・⑤から⑦朗読及び説明】 ⑤番ですが、国道180号バイパスに伴う水道工事用通路として一時的に借りておられた所です。工事期間は、平成22年10月9日から平成22年12月10日でした。 現地調査をしていただいております。積雪がございましたが、鉄板等撤去してあります。農地復元の写真も添付しておりますのでご確認下さい。 ⑥番ですが、県道改良工事に伴います工事事務所等設置の為に一時転用されました。図面は14ページになります。工事期間は、平成22年9月15日から平成22年12月14日までで、12月16日に届出が提出されております。これも、復元写真を添付しておりますのでご確認下さい。 ⑦番ですが、①番で説明しました一時転用の復元完了でございます。平成22年12月24日に完了届が提出されております。 以上報告をさせていただきました。 よろしくお願い致します。
	議長	庄倉委員より現地確認報告をお願いします。
	庄倉委員	本日、8時30分より、恩田会長、唯代理、渡邊委員、松川委員、岩指委員、和田委員、私、事務局より2名で現地調査を行いました。 ⑤番ですが積雪がありましたが、鉄板も撤去してあり、きちんと現状復帰できていました。 ⑥番は、ここも積雪がありましたが、現状復帰できていました。 ⑦番は、積雪が無かったので確認できました。工事の形跡が全く感じられないほど、きちんと復元されていました。 以上、報告を終わります。
	議長	一時転用復元完了について質疑を受けます。
		(意見・質問なし)
	議長	ないようですので、「一時転用農地復元完了について」は、承認いたしました。
(4)平成22年度南部町賃借料情報の公開について	議長	「(4)平成22年度南部町賃借料情報の公開について」上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長	[資料2]でございます。 農地法改正により、21年度から標準小作料制度が廃止され、それに伴い、南部町賃借料情報を提供することになりました。平成21年度の情報は提供してございます。 平成22年1月から12月までに締結されました賃貸借につき

		まして、賃借料水準を、地区ごと、田・畑の区分ごとに表に致しました。これを農業委員会にお諮りいたしまして、議決後、なるべく早急に公表いたします。 【資料 2、表の数字読み上げ】 物納につきましては、データに含まれておりません。 以上が南部町の賃借料情報でございます。よろしくお願い致します。
	議 長	ご質問ございませんか。
	野口康夫 委員	畑の平均額が、西伯地区が 3,239 円で、会見地区が 14,333 円ですが、この差は何か特別な事情でもあるのですか。
	局 長	会見地区の場合は、最高額が葉たばこの関係で 2 万円となっており、平均額を高くしています。 このことで問い合わせがございましたら説明するように致します。
	議 長	他ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	南部町農地賃借料情報は、“ホームページ”及び“情報なんぶ”等で周知していただくように致します。
7、その他 (1)平成 22 年度第 11 回南部町農業委員会総会の日程について	議 長	「その他 (1)平成 22 年度第 11 回南部町農業委員会総会の日程について」に入ります。 平成 23 年 2 月 10 日 (木) に決定致します。
その他	議 長	その他でございますが、要請文章がございますので、説明をお願いします。
	局 長	[資料 3] [資料 4]になります。 全国農業会議所、鳥取県農業会議より、各市町村長及び市町村議会議長へ、各農業委員会として要請をしてもらいたいということで、会長名で原文の通りに要請案を作成いたしました。 【資料 3 包括的経済連携協定(TPP 等)に関する要請(案)朗読】
	議 長	このようなかたちで、町長さんと、議会議長さんへ要請文として、お渡ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	一 同	異議なし。
	議 長	その他ございませんか。
8、閉 会	議 長	これにて、第 10 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		

平成22年度第3回南部町農業振興地域整備計画変更協議会会議録						
招集年月日	平成23年1月12日(水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎 2階会議室					
開会時間	15時15分			閉会時間	16時00分	
委員出欠	番号	氏名		番号	氏名	
	1番	三嶋 收勝		12番	橋谷 邦光	
	2番	渡邊 義明		13番	板持 満	
	3番	頼田 晋		14番	和田 隆	
	4番	松川 徹		15番	安達 洋昌	
	5番	岩指 久		16番	野口 康夫	
	6番	市川 春樹		17番	幅田 智	
	7番	吉持 一男		18番	野口 晴正	
	8番	庄倉 三保子		19番	作野 英明	
	9番	秦野 俊美		20番	唯 仁司	
	10番	小林 一弘		21番	恩田 一秀	
	11番	種 正明				
議事録署名委員	20番	唯 仁司		1番	三嶋 收勝	
出席吏員	産業課長 景山 毅 産業課主幹 田村 誠 事務局長 真壁 紹範 事務員 濱本 武教 事務員 田辺 操枝					

付 議 案 件	
協議番号	提出議案の題目
南部1	農用地区域除外地(宅地の造成)
南部2	農用地区域除外地(宅地の造成)
南部4	農用地区域除外地(宅地)
南部5	農用地区域除外地(雑種地)

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1.開 会	会 長	ただ今より、「平成22年度第3回南部町農業振興地域整備計画変更協議会」を開会致します。
2, 挨拶	景山課長	(挨拶) [協議番号 南部3] 大木屋地内、約130筆の除外変更でございますが、年末からの積雪により現地確認もできませんので、この議案につきましては5月に延期をさせていただきたいと存じます。 残りの4件につきましてご協議を、お願い致します。
3. 議事録署名委員選出		議事録署名委員：20番 唯 委員 1番 三嶋 委員 書記：田辺 事務員
4, 議 事 南部町農業振興地域整備計画の変更について	議 長	「南部町農業振興地域整備計画の変更について」を上程致します。提案者から説明をお願いします。
	田村主幹	[協議番号 南部1]と[協議番号 南部2]は、同一の申請者です

<p>[協議番号南部 1～南部5]</p>	<p>ので、続けて説明をさせていただきます。</p> <p>【協議番号 南部1 朗読及び説明】 これは、平成19年後半から、代替地を探しておられましたが、ようやく土地所有者との協議が整い今回申請をされました。 4、5ページに、申請地の中間図と字切図を添付しております。字切図で赤く塗ってあります。1516-2番地に建物が建つ予定です。</p> <p>【協議番号 南部2 朗読及び説明】 宅地の進入部分にあたる所の案件でございます。 この、両方の土地につきましては、境界の確定立会も行われておりますし、県及び町の境界立会も済んでおります。 現地確認をしましたが、建物が建った場合の、雨水排水等については県道沿いの水路に落とし、宅内の生活排水については、下水道に接続をされるそうです。 以上が、[協議番号 南部1][協議番号 南部2]の概要でございます。</p> <p>[協議番号 南部3]につきましては、先ほど課長より説明がございましたように、今回は見送りと致します。</p> <p>【協議番号 南部4 朗読及び説明】</p> <p>[協議番号 南部4]の説明を致します。 22ページの字切図を見ていただきますと、1427番1・地目田がございしますが、そこに、材料置場として建物が建っております。この前側でございます自宅を改装される際に、材料等の置場とされました。 ここは、農業委員会前局長より指導がしてありました。指導後、本人さんも気にしておられまして、役場にも再々来られ、局長と私とで随分協議を致しました。 その中で、材料を全て撤去して復元するのは難しいということで、代わりになる案を本人さんが検討されました。 結果、元々、1427番2は、1428番の手前まで大きな筆でございましたが、これを今回分筆して、1427番4と1427番5を最小限の面積で除外する。そこに、納屋と車庫を建設して、1427番1にある材料等を移動して、農地として復元したいとの旨の顛末書を出されました。 顛末書の内容につきましては、1427番1を材料置き場として使っていた反省と、農地としてきちんと復元される旨が書いてございましたので、この顛末書を受けて、除外の申請を受けました。 除外の承認を受けまして、2月に転用申請をされる時には、もう少し具体的な内容の顛末書を提出していただくよう協議をしております。 18ページの、協議地の計画概要の施設設置予定時期が別途顛末書の通りとなっておりますが、許可が整えば、平成23年5月か6月の着工予定にしたいということですので、訂正をお願い致します。 以上が、[協議番号 南部4]の説明でございます。</p> <p>[協議番号 南部5]の説明を致します。</p>
---------------------------	--

		<p>【協議番号 南部 5 朗読及び説明】</p> <p>平成 22 年 5 月以降も、悪質である為、厳格な対応をしていこうと局長とともに相談いたしました。</p> <p>6 月に、局長と本人の自宅に伺いまして、今後、この農地をどのようにされるのかということと、今まで指導があったにも係わらず長期に渡り放置されていた謝罪もしていただかなければ困る旨も伝えました。</p> <p>8 月には、除外申請とともに書類を提出されましたが、始末書もなく、書類の不備もございましたので、再度、きちんとした形で対応いただくよう強く指導いたしました。</p> <p>9 月にも状況を再度確認致しました。</p> <p>12 月に入りまして、本年度中に厳正なる手続きをされないのであれば、農振法 15 条の規定により、“町の口頭による通告に従わない場合は、県による監督指導をしなければいけなくなる”との旨も伝えました。</p> <p>本人からは、今後は、きちんとした手続きを行い、商いをやっていきたいと言われ、12 月に始末書を提出されました。始末書の内容を会長に見ていただきましたが、期間があまりにも長いことと、具体性に欠けるということで差し戻しをしました。12 月 20 日に間に合うように再度提出されたのが、今回添付してあります始末書です。これを受けまして、事前審査の際に、書類一式かけました。</p> <p>1 月 5 日には、かなり長期間にわたり警告を無視された経緯がありますので、再度、除外の案件にかけたならば、約 3 ヶ月に渡っては、自転車、テレビなどを置くことはできないし、車両等も駐車できないことを通告いたしました。本人も了解され、厳守するとおっしゃいましたので、申請を受理いたしました。</p> <p>25 ページには、始末書通りとなっておりますが、許可完了後と訂正をお願い致します。</p> <p>現在添付しております資料には、手書きの部分で本人さんが、どのような形で雑種地を使われるのか書いてありますが、転用の手続きに入りましたならば、土地の面積や、具体的な使用方法を書類にしますと本人さんはおっしゃっておられます。そのへんも、農業委員会とも連携をとりながら進めていきたいと思っております。</p> <p>今回の上程議案は以上でございます。ご審議をお願い致します。</p>
議 長		<p>提案者からの、[協議番号 南部 3 を]除きまして、提案がございました。質疑を受けたいと思います。協議番号を述べられてから発言をお願い致します。</p>
野口 康夫 委員		<p>[協議番号 南部 1][協議番号 南部 2]についてで、ございます。1518 番 2 は、農振として残るのですか。</p>
田村主幹		<p>字切図を見ていただきますと、1516 番 2 の前にございます三角形の 1518 番 2 はバス停でございます。</p> <p>1518 番 1 と、1516 番 1 は、取得の際の条件としまして、全部買い取られて、買い取った残地は、田として残されます。3 条の申請が提出されると思います。</p>

野口 康夫 委員	分かりました。
種 委員	先ほどの、[協議番号 南部 1][協議番号 南部 2]についての関連質問です。 1516 番 2 の転用の件ですが、将来、1516 番 1 を買い取られるということですが、用水路はどこを通過して水があたるのですか。
田村主幹	現況で申しますと、1516 番 2 の建設省と記してある道路の横に水路があります。そこから、道路横断して水口があると思われます。
議 長	地元委員さんのほうが詳しいと思いますので、説明をお願い致します。
渡邊委員	県道沿いの青い線が水路です。新たに水口をつけられて、そこから田に供給する計画であると聞いております。
種 委員	どこに付けられますか。1518 番 3 か、1516 番 2 を通って作られるのですか。
渡邊委員	隣地を買われます。来月 3 条申請がでる予定です。
会 長	先ほど、事務局も説明いたしましたが、残地については、次の委員会に 3 条申請が提出されます。宅地沿いにも水路がついておりますので、そこから水の供給はされます。
種 委員	分かりました。
議 長	他にございませんか。
板持委員	[協議番号 南 5]についてです。平成 18 年度農業用施設用地として一部用途変更と記してありますが、何月だったのでしょうか。それから、細かいことですが、除外の理由欄の上から 2 行目ですが、“土地に”ではなく“土地の”が適切ではないでしょうか。
議 長	事務局の記入ミスですので“一部用途変更した土地の残地部分を雑種地として”に変更して下さい。 もう一点の説明をお願いします。
局 長	届出は、平成 17 年 10 月 25 日に、193.21 m ² を作業場として、平成 17 年 11 月 17 日付に 79.65 m ² を鴨の飼育池として、2 回に分けてだされております。着手されたのは、18 年という理解でよいのではないかと思います。 課税も別扱いになっております。全体が 772 m ² ですが、農業用施設があったところは宅地の課税となっております。残りが、田で違反転用であります。
板持委員	農業用施設地としての転用面積はどのくらいですか。
局 長	193.21 m ² と、79.65 m ² です。
議 長	よろしいですか。
板持委員	分かりましたが、もう少し詳しく記載をしていただければ幸いです。
議 長	今回は、あくまでも除外のみの申請ですので、転用については、農業委員会総会で現地報告も含めまして詳しく説明いたしますのでご理解下さい。
議 長	他にございませんか。

		(質問・意見なし。)
	議長	[協議番号 南部3]を除きました、4件の議案を許可してよろしいでしょうか。
	一同	異議なし。
	議長	[協議番号 南部1] [協議番号 南部2] [協議番号 南部4] [協議番号 南部5]は、議決承認されました。
5. その他	議長	その他、何かございませんか。
	一同	なし。
6、閉会	議長	これにて、「平成22年度第3回南部町農業振興地域整備計画変更協議会」を閉会いたします。 皆様、ありがとうございました。

備考：上記会議録は、平成22年度第10回農業委員会総会に際して開催された上記協議会の内容を記載したもので、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約して記載しています。